

中國第一歷史檔案館編

乾隆帝起居注（三八）

廣西師範大學出版社

中國第一歷史檔案館編

乾  
隆  
帝  
起  
居  
注  
(二八)

廣西師範大學出版社  
•桂林•



第二八冊 目錄

乾隆三十四年（公元一七六九年）

正月

十八日	(一四)	初一	(一)
十七日	(一三)	初二	(二)
十六日	(一〇)	初三	(三)
十五日	(一六)	初四	(四)
十四日	(一五)	初五	(五)
十三日	(一四)	初六	(六)
十二日	(一三)	初七	(七)
十一日	(一二)	初八	(八)
初九日	(一〇)	初九	(九)
初十日	(一)	初十	(一〇)
十一日	(一)	十一	(一一)
十二日	(一)	十二	(一二)
十三日	(一)	十三	(一三)
十四日	(一)	十四	(一四)
十五日	(一)	十五	(一五)
十六日	(一)	十六	(一六)
十七日	(一)	十七	(一七)
十八日	(一)	十八	(一八)

二月

初七日	(五七)	初一	(一)
初六日	(五一)	初二	(二)
初五日	(五〇)	初三	(三)
初四日	(四五)	初四	(四)
初三日	(四六)	初五	(五)
初二日	(四四)	初六	(六)
初一日	(三四)	初七	(七)
二十九日	(三八)	二十八日	(二九)
二十八日	(三七)	二十七日	(二八)
二十六日	(三六)	二十五日	(二九)
二十七日	(三五)	二十四日	(二七)
二十九日	(三四)	二十三日	(二六)
三十日	(三三)	二十二日	(二五)
二十九日	(三二)	二十一日	(二四)
二十八日	(三一)	二十日	(二三)
二十六日	(三〇)	十九日	(二二)
二十七日	(二九)	十八日	(二一)
二十九日	(二八)	十七日	(二〇)
三十日	(二七)	十六日	(一九)
二十九日	(二六)	十五日	(一八)
二十八日	(二五)	十四日	(一七)
二十七日	(二四)	十三日	(一六)
二十九日	(二三)	十二日	(一五)
三十日	(二二)	十一日	(一四)
二十九日	(二一)	初十日	(一三)
三十日	(二〇)	初九日	(一二)
二十九日	(一九)	初八日	(一一)
三十日	(一八)	初七日	(一〇)
二十九日	(一七)	初六日	(一六)
三十日	(一六)	初五日	(一五)
二十九日	(一五)	初四日	(一四)
三十日	(一四)	初三日	(一三)
二十九日	(一三)	初二日	(一二)
三十日	(一二)	初一日	(一一)

初八日 (五八)  
初九日 (五九)  
初十日 (六一)  
十一日 (六二)  
十二日 (六三)  
十三日 (六四)  
十四日 (六五)  
十五日 (六六)  
十六日 (六七)  
十七日 (六八)  
十八日 (六九)  
十九日 (七〇)  
二十日 (七一)  
二十一日 (七二)  
二十二日 (七三)  
二十三日 (七四)  
二十四日 (七五)  
二十五日 (七六)  
二十六日 (七七)  
二十七日 (七八)  
二十八日 (七八)  
二十九日 (八〇)  
三十日 (八一)  
三十一日 (一〇三)

### 三月

初一日 (一〇六)  
初二日 (一〇七)  
初三日 (一一〇)  
初四日 (一一一)  
初五日 (一一二)  
初六日 (一一三)  
初七日 (一一四)  
初八日 (一一五)  
初九日 (一一六)  
初十日 (一一七)  
十一日 (一一八)  
十二日 (一一九)  
十三日 (一二〇)  
十四日 (一二一)  
十五日 (一二二)  
十六日 (一二三)  
十七日 (一二四)  
十八日 (一二五)  
十九日 (一二六)  
二十日 (一二七)  
二十一日 (一二八)  
二十二日 (一二九)  
二十三日 (一二〇)  
二十四日 (一二一)  
二十五日 (一二二)  
二十六日 (一二三)  
二十七日 (一二四)  
二十八日 (一二五)  
二十九日 (一二六)  
三十日 (一二七)  
三十一日 (一二八)  
三十二日 (一二九)  
三十三日 (一二〇)

二十二日	(一四二)
二十三日	(一四六)
二十四日	(一四七)
二十五日	(一四八)
二十六日	(一四九)
二十七日	(一五一)
二十八日	(一五二)
二十九日	(一五四)

四月

初一日	(一五六)
初二日	(一五八)
初三日	(一五九)
初四日	(一五六)
初五日	(一五九)
初六日	(一六二)
初七日	(一六三)
初八日	(一六四)
初九日	(一六八)
初十日	(一六九)
十一日	(一七〇)
十二日	(一七一)
十三日	(一七二)

五月

十四日	(一七四)
十五日	(一七五)
十六日	(一七八)
十七日	(一七九)
十八日	(一八〇)
十九日	(一八一)
二十日	(一八六)
二十一日	(一九一)
二十二日	(一九二)
二十三日	(一九七)
二十四日	(一九八)
二十五日	(一九九)
二十六日	(一九〇)
二十七日	(一九一)
二十八日	(一九三)
二十九日	(一九五)
三十日	(一九六)

初六日 (二一六)  
初七日 (二一八)  
初八日 (二一〇)  
初九日 (二二三)  
初十日 (二二七)  
十一日 (二二四)  
十二日 (二二八)  
十三日 (二二三)  
十四日 (二三三)  
十五日 (二三六)  
十六日 (二三四)  
十七日 (二三八)  
十八日 (二三九)  
十九日 (二三七)  
二十日 (二四〇)  
二十一日 (二四一)  
二十二日 (二四三)  
二十三日 (二四七)  
二十四日 (二四八)  
二十五日 (二五三)  
二十六日 (二五六)  
二十七日 (二五七)  
二十八日 (二五九)  
二十九日 (二六二)  
三十日 (二六三)

六月

初一日 (二六三)  
初二日 (二六五)  
初三日 (二六八)  
初四日 (二七〇)  
初五日 (二七二)  
初六日 (二七一)  
初七日 (二七六)  
初八日 (二七九)  
初九日 (二八〇)  
初十日 (二八三)  
初十一日 (二八八)  
初二日 (二九〇)  
初三日 (二九二)  
十四日 (二九三)  
十五日 (二九四)  
十六日 (二九六)  
十七日 (二九八)  
十八日 (二〇〇)  
十九日 (二〇二)  
二十日 (二〇三)  
二十一日 (二〇六)  
二十二日 (二〇七)

二十三日	(三〇九)
二十四日	(三一〇)
二十五日	(三一三)
二十六日	(三一七)
二十七日	(三一八)
二十八日	(三一〇)
二十九日	(三一三)
三十日	(三一四)

乾隆三十四年歲次己丑春正月初一日乙

酉寅刻

上以元旦令節詣

奉先殿

堂子行禮禮畢卯刻率諸王貝勒貝子公內大臣侍

衛公侯伯子男大學士尚書都統侍郎副都

統等詣

壽康宮行慶賀禮百官俱于

午午門外隨行禮畢

上御中和殿陞<sub>座</sub>內大臣侍衛暨內閣翰林院詹事

府禮部樂部都察院等衙門官員行慶賀

禮畢

御太和殿陞座諸王貝勒貝子文武大臣官員及

來朝外藩蒙古回部王貝勒貝子公台吉等

朝鮮諸國陪臣俱進表行慶賀禮畢詣

大高玄殿

元  
他美者高大高殿名有高大高元殿名應然

經卷首言一

壽皇殿行禮

率弘仁寺仁壽寺闡福寺拈香未刻

御乾清宮

賜宗室王公等宴畢

駕回宮

內記注

是日  
古文一商  
起居注官國柱遷儀社福仍為務昌

初二日丙戌

上奉

皇太后于金昭玉粹侍早膳

重華宮侍茶果晚膳酒膳內記是日大學士傅

怡劉<sub>生</sub>奉

諭旨雲南省兵行所過地方及永昌騰越普洱三

府州地丁錢糧頻年降旨加恩蠲免其非經過

俾免按年帶徵以紓民力該督撫等其董率所屬實心經理務令小民均沾實惠副朕軫念羣黎至意該部遵諭速行又奉

地方亦節次寬免十分之五今念該處軍務尚未告竣若即照例徵輸閭閻未免拮据著再加恩將雲南一省兵行所過之地及永昌騰越普洱各府州今年應徵錢糧仍照前兩年之例全行蠲免其非經過地方並免十分之五至湖北湖南貴州三省兵行經過處所前已兩次緩徵今再行加恩將今年地丁錢糧蠲免十分之三

之極貧及七八九十之極次貧均加賑一個月其大城靜海二縣雖有代賑工程尚恐不敷接濟又灾分稍次之任邱肅寧慶雲三縣內成灾九分村莊極次貧民均著于停賑後各再加賑一個月該督其務董率屬員實力查辦無任胥吏中飽俾小民均沾實惠副朕嘉惠恭元至意該

部遵諭速行上諭

初三日丁亥

上詣

壽康宮請

皇太后安是日

上御紫光閣

賜蒙古王公貝勒額駙台吉及回部郡王霍集斯等並年班回部和闐三品阿奇木伯克阿瓜

斯伯克等十四人宴

內記

是日大學士傳

劉三奉

諭旨安徽各屬上年得雨稍遲間被偏災業經加恩緩徵並分別賑恤現在時屆東作距麥收為期尚遠際此青黃不接之候生計尚多拮据著再加恩將合肥鳳陽定遠霍邱泗州盱眙天長滁州永安全樹等十州縣內被灾十分之極次

是日

起居注官哈靖阿饒學曙

貧及九分之極貧各加賑兩個月其被灾之次  
九分之次貧及八分之極貧各加賑一個月廬  
州鳳陽長淮泗州滁州等五衛並照屯坐州縣  
一體查辦該督撫等其董率屬員實心經理務  
俾閭閻普沾闔澤以副朕軫念黎灾黎至意該  
部遵諭速行又奉

諭旨四川川北道員缺著查禮補授又奉

諭旨江蘓各屬上年得雨稍遲收成不無歉薄業  
經分別蠲賑第念被災稍重之區際此青黃不  
接民力尚多拮据著再加恩將鹽城泰州東臺  
興化四州縣被灾九十分之極貧各加賑一個  
月該督撫等其董率屬員妥協經理俾窮黎均  
沾實惠不致稍有失所該部遵諭速行工諭  
簿

起居注官鈔載恒滿

是日

初四日戊子大學士傅、劉、一奉

諭旨豫省光州等七州縣上年被旱成災業經降旨分別蠲緩並先行撫卹一月仍照灾分輕重加賑一二三月第念該地稻田居多收成較晚青黃不接之時民力未免拮据著再加恩將光州光山固始息縣商城信陽羅山等七州縣被灾九分之極貧加賑兩個月被灾九分之次貧

及七八分之極貧各加賑一個月仍減價平雜倉糧水田借給稻種俾小民生計裕如米價不至昂貴該撫其董率所屬實力查辦無使吏胥稍有侵漁扣尅副朕加惠灾黎至意該部遵諭速行又奉

諭旨湖北省安陸雲夢等州縣上年得雨稍遲收成不無歉薄已分別加恩蠲緩照例賑恤即勘

不成灾之州縣衛所亦經將應徵錢糧緩至麥收後啟徵念今念該省尚有京山隨州二處雖勘不成灾而高阜之區秋收顆粒不及往年小民口食未免仍多拮据著再加恩將京山隨州應徵乾隆三十三年屯餉錢糧一體緩至麥熟後徵收併酌借籽種口糧以紓民力該撫等其即率屬妥協經理均窮黎均沾實惠副朕軒念

閭閻至意該部遵諭速行又奉

諭旨湖廣總督吳達善著馳驛速赴新任上諭自

是日始

上以上辛祈穀于

上帝

御齋宮致齋三日內記

初五日己丑大學士傅、劉、奉

諭旨前軍機大臣會同刑部審奏僧人普闇一案  
該僧並非割辮正犯係黃岡縣用刑逼認而巡  
撫程燾原奏有不事刑求即行供吐之語因降  
旨令其明白回奏今據奏覆多方回護支離更  
不成語已于摺內批諭普闇疊經受刑其拶夾  
傷痕顯而易見豈軍機大臣等能辨之于解京

之後而程燾轉不能辨之于解撫之時摺內乃  
云該僧到案所有受刑誣服緣由匿情不吐試  
問過堂覆訊該僧雖則無言而程燾竟竟無目  
者咎將誰歸封疆大臣遇有重案雖情詞曖昧  
尚須研窮得實若人犯曾否受刑其迹豈復更  
難推勘乃猶不能明其黑白耶程燾著交部嚴

加議處上諭是日

起居注官張曾啟達摺  
是日

上御  
齋宮

是日  
起居注官袁元端那稟奏  
禮

初六日庚寅卯刻

上御太和殿視工辛祈穀于  
上帝祝版禮畢回齋宮己刻詣

圜丘壇齋宮齋宿

內記

是日  
起居注官福貞方縉昌胡亮等沈衍

初七日辛卯

上詣

祈年殿行祈穀于

上帝禮禮畢詣

壽康宮請

皇太后

內記

是日大學士傅、劉、奉

諭旨進勦緬匪一事今年必須合力大舉

昨歲已

派京城健銳火器營及成都荊州各駐防兵陸

續前往雲南茲復添派索倫吉林兵前赴軍營

厚集其力聽候臨期進發大學士公傅恒前已

降旨授為經略俟應行起程時擇日前往總統

一切進勦事宜阿里袞阿桂昨俱已授為副將

軍現在派員齎送印信前往備用阿桂既應統  
兵同進其總督事務不能兼顧且將來進兵時

永昌等處亦需總督大員調度策應明德著補  
授雲貴總督駐劄永昌辦理一應軍務兼轄通  
省事宜其雲南巡撫員缺著喀寧阿補授駐劄  
省城專辦通省地方事務務喀寧阿現在差雲  
往湖南著即馳驛前赴新任不必來京請訓又奉  
諭旨征勦緬匪一事今歲必須大舉進兵現派吉  
林索倫兵前往所有經過地方一切車馬等項  
均動帑辦給絲毫不累閭閻第沿途運送供役  
不無稍資民力在百姓久沐恩養趨事服勞固  
屬分內之事而踴躍急公淳良足尚自當格外  
加恩以示嘉獎直隸河南湖北湖南貴州等五  
省各賞銀十萬兩雲南省賞銀三十萬兩均于  
藩庫內給發該督撫等須實心實力率屬妥辦  
恤  
俾小民均沾實惠朕如此疊沛恩綸惟期情吾

赤子各省倘有辦理不善或致侵蝕冒銷胥役  
中飽等弊非但承辦之地方官罪難輕逭即督  
撫亦自取重戾且封疆大臣受朕委任遇有此  
等緊要事務若不稍動天良竭力董察復何顧  
對人耶將此通諭知之又奉

諭旨據鄂寧參奏臺灣總兵王巍於賊匪黃教監

旗焚殺一案措置乖張畏葸退縮且心存諱飾

屢次捏報僅將守備劉國樑揭參希圖卸罪請

旨拿解質審等語王巍前已降旨革職著即拏  
解來京交軍機大臣嚴審定擬具奏守備劉國  
樑等有應行質訊之處著鄂寧遼委委員一併  
押解來京聽候審訊又奉

諭旨總兵談秀前奏會哨考察摺內有營兵水操  
練習滿漢陣勢之語滿兵向無水師陣勢所奏

殊不可解傳諭令其明白回奏今據覆奏乃稱  
歷年相沿水操事竣皆以練習滿漢陣勢字樣  
呈報總督等語其詞尤為妄誕文離總兵練習  
營務考察又係大典乃以書吏荒謬之言率行  
入奏又以呈報總督誤為與已無與復成何語  
談秀著交部議處又奉

諭旨明福現有應行查訊事件著解任交與刑部  
看守又奉

諭旨據喀寧阿等審奏金文鎔控告茶陵州城工  
丈尺不符一摺其中雖無冒浮冒侵欺情弊但  
此項工程久經責成督撫遼派大員悉心稽察  
分勘詳查理應一一確核估銷今茶陵州城工  
丈尺或係估多修少或係估少修多總計雖足  
相抵但工程務期核實即使估後尚須通融亦

當聲明具奏且知州戴保豫先已稟明巡撫馮

鈐工竣之後該撫所深悉何以不將前後籌辦情形

之處皆該撫所深悉何以不將前後籌辦情形

據實奏聞竟爾蒙混題銷此豈無心錯悞可比

馮鈐著交部嚴加議處至梁兆榜係專管道員

乃並不往查草率轉詳了事視公務如同膜外

其情可惡與邵大業申夢璽無異梁兆榜著革

職發往軍臺効力贖罪方世儕並不詳加查察  
咎亦難辭著交部察議餘著該部核擬具奏摺  
併發上諭

起居注官銜武恒滿達榜欽冠

是日

初八日壬辰

上諱

元年正月

大高玄殿行禮

幸永安寺大西天拈香內記

劉：奉

諭旨江南江寧府知府員缺著劉墉補授又奉

諭旨上年直隸近水州縣窪地間被偏災業經加

恩賑分別賑恤新正又經降旨將霸州等十二  
州縣極次貧民均予展賑自可不致失所但各  
該處需用米石頗多而借種平難亦需米接濟  
著再加恩撥運通倉米二十萬石以為各該處  
加賑難借之用該督其董率屬員實力辦理務  
使小民均沾實惠該部遵諭速行上諭